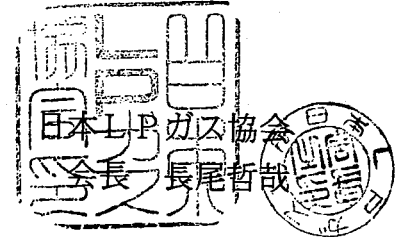




LP協15第24号
平成15年8月4日

経済産業省 資源エネルギー庁
長官 日下一正様



関係各位への石油石炭税改定に係る周知方要請について

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、石油税が石油石炭税に改称され、LPガスに係る石油石炭税の税率が現在の670円/トンから本年10月1日より800円/トンに、平成17年4月1日より940円/トンに、平成19年4月1日より1,080円/トンに3段階に分けて改定されます。この石油石炭税については、消費者及び需要家にご負担願うものであります。

一方、現在のLPガス業界を取り巻く厳しい環境に鑑み、今回の3段階に分けての改定に当たっては、電力、都市ガス等の公共料金とは異なり、LPガス業界としては相対の価格交渉となるため、完全な価格転嫁について関係者の十分な理解と協力が是非とも必要であります。

このため、税率の引き上げ分について完全かつ円滑な価格転嫁が行えるよう、関係各位に対し周知方徹底を要請して頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具